



食品検査情報

令和5年度県内食品4,003検体について検査を実施しました。

1 概要

静岡県では、県内の製造所や販売店等から食品を抜き取り、添加物、残留農薬、食品表示等の検査を実施しています。検査で基準に不適合が確認された食品は、違反食品の回収命令等の行政処分による流通からの排除、その後の改善指導を行うことで、食品の安全・安心を確保しています。

令和5年度は4,003検体の食品の検査を実施した結果、本県の事業者に対し行政処分を行った事例が2件ありました。

また、御殿場市、裾野市及び小山町で採取された野生きのこ5検体から、食品衛生法の基準値を超える放射性物質が検出され、改めて関係市町、関係事業者等に採取、摂取及び出荷の自粛を要請しました。

2 令和5年度検査結果

検査項目	対象食品	検体数	行政処分数
添加物、微生物等 規格基準等検査	国産一般食品	932	2
	輸入一般食品	472	0
食品表示検査	国産一般食品	497	0
	輸入一般食品	271	0
残留農薬	県内、輸入農産物	75	0
抗菌性物質	輸入食肉、県内産蜂蜜等	55	0
遺伝子組換え食品	輸入大豆、米加工品等	40	0
放射性物質	県内産農畜産物	51	0 基準値を超過した野生きのこ5検体について、引き続き出荷等の自粛を要請
	静岡県以東から流通する食品	145	0
カビ毒	輸入ナッツ、香辛料等	8	0
貝毒	浜名湖産貝類	4	0
水銀	県内水揚げ魚介類	12	0
アレルゲン	県内製造一般食品	110	0
腸管出血性大腸菌、 腸炎ビブリオ等	一般食品 (加熱せず喫食するもの)	946	0

抗菌性物質、残留農薬等 (食肉衛生検査所検査分)	県内と畜食肉	168	0
衛生規範を参考とする E. coli 検査	県内加工食品	217	0
合 計		4,003	2

3 行政処分の内容

No	食品名称	内容	処分等
1	アイスマルク	規格基準違反 (大腸菌群陽性)	回収命令
2	アイスマルク	規格基準違反 (細菌数基準値超過)	回収命令

4 その他 野生きのこの放射性物質

No	食品名称	内容	処分等
1	野生きのこ (御殿場市、裾野市 及び小山町)	基準値 ^{※1} を超える 放射性セシウム検出	引き続き 出荷等の自粛を要請 ^{※2}

※1 一般食品の基準値 100Bq/kg 以下

※2 御殿場市及び小山町の野生きのこについては平成 24 年 11 月以降、富士市及び富士宮市の野生きのこについては平成 25 年 10 月以降、裾野市の野生きのこについては平成 26 年 10 月以降、出荷制限が継続されており、市場に流通することはありません。